資料2

安芸市上下水道事業経営審議会について

審議会の概要と今後の進め方について

本審議会の役割

- 目的：安芸市の上下水道事業を「適正かつ効率的」に運営するため。
- 役割：市長からの「①諮問（問いかけ）」に対し、専門的・市民的見地から調査審議し「②答申（回答）」を行う。



審議内容と体制

主な審議事項:

- 水道料金および下水道使用料に関すること
- 事業の建設・運営、経営戦略に関すること
- 受益者負担金・分担金に関すること　等

組織:

- 10人以内の委員で構成（学識経験者、使用者、市民代表等）

運営:

- 委員の互選により会長・副会長を選出。

今後の進め方（令和8年度～令和9年度）

- 第１回（本日）:　現状認識・決算報告・経営戦略の理解
- 第２回～４回：　課題の抽出・料金体系の検証・議論
 料金改定案の提示・細部調整・答申案の作成
- 答　　申：　市長への答申（令和9年度夏頃予定）

※ 進捗状況により変更する場合があります。

審議におけるお願い

率直なご意見:

- 専門的な視点だけでなく、市民の代表として率直なご意見をお願いします。

守秘義務:

- 条例第8条に基づき、会議の内容については守秘義務が生じます。

円滑な運営:

- 議長（会長）の進行にご協力をお願いします。

根拠条例について

本審議会は、「安芸市上下水道事業経営審議会条例」に基づき設置されています。

資料（別添）にて、詳細な規定を記載しております。

- 安芸市上下水道事業経営審議会条例
- 安芸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例

審議会運営のルールや、委員の皆様の責務等が定められていますので、お目通しいただけますと幸いです。

資料２

安芸市上下水道事業経営審議会条例

（設置）

第1条　安芸市水道事業並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「上下水道事業」という。）の適正かつ効率的な経営を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、安芸市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条　審議会は、上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

(1)　上下水道事業の建設及び運営に関すること。

(2)　下水道受益者負担金及び分担金に関すること。

(3)　水道料金及び下水道使用料金に関すること。

(4)　その他市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条　審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1)　学識経験者

(2)　水道又は下水道の使用者

(3)　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条　審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

２　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、会議に変えることができる。

５　第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

（資料提供その他の協力等）

第7条　審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第8条　委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条　審議会の庶務は、上下水道事業担当課において処理する。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　この条例の施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

（会議の招集の特例）

３　この条例の施行の日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

（安芸市水道事業経営審議会条例の廃止）

４　安芸市水道事業経営審議会条例（昭和55年条例第36号）は廃止する。

（安芸市公共下水道審議会条例の廃止）

５　安芸市公共下水道審議会条例（平成7年条例第12号）は廃止する。

資料２

安芸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（抜粋）

（目的）

第1条　この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、別表に掲げる特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）に対し報酬及び費用弁償としての旅費を支給することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条　非常勤の職員の報酬額は、別表による。

（支給方法）

第3条　日額により報酬を定めている非常勤の職員の報酬は、勤務日数に応じ、その都度支給する。

2　月額により報酬を定めている非常勤の職員の報酬は、月末に支給する。ただし、月の途中に新たに職に就いた場合は、その日から日割計算により月末に支給し、離職した場合は、その日まで日割計算によりその都度支給する。

3　前項の日割計算の方法は、一般職の職員に対する給料支給の例による。

4　年額により報酬を定めている非常勤の職員の報酬は、年度末に支給する。ただし、年の途中に新たに職に就いた場合は、その月から月割計算により年度末に支給し、離職した場合は、その月まで月割計算によりその都度支給する。

（重複支給の禁止）

第4条　次に掲げる職員が別表の非常勤の職員を兼ねる場合は、この条例で定める報酬は、支給しない。

(1)　常勤の特別職の職員

(2)　安芸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第12号）第1条に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）

(3)　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員

2　一般職の職員が安芸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第15号）に規定する正規の勤務時間以外に出務した場合は、前項の規定にかかわらず、報酬を支給することができる。

3　非常勤の職員で、2以上の職を兼ねる者にあっては、その者が同日に、2以上出務した

場合は、いずれか一方の高額の報酬を支給する。

（費用弁償）

第5条　非常勤の職員が、委員会等に出席した場合又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2　旅費の算出基地は、一般職の職員が、非常勤の職員を兼ねる場合は勤務地とし、その他の非常勤の職員にあっては住所地とする。

（旅費の支給方法）

第6条　非常勤の職員の旅費の支給方法については、この条例に定めるもののほか、安芸市職員の旅費に関する条例（昭和44年条例第13号）の例による。

別表（第2条関係）

区分	報酬額
上下水道事業経営審議会委員	日額　4,500円